

# 箱根町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和4年度の 人件費率
5年度	人 10,816	千円 12,193,862	千円 420,924	千円 3,235,696	% 26.5	% 28.2

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

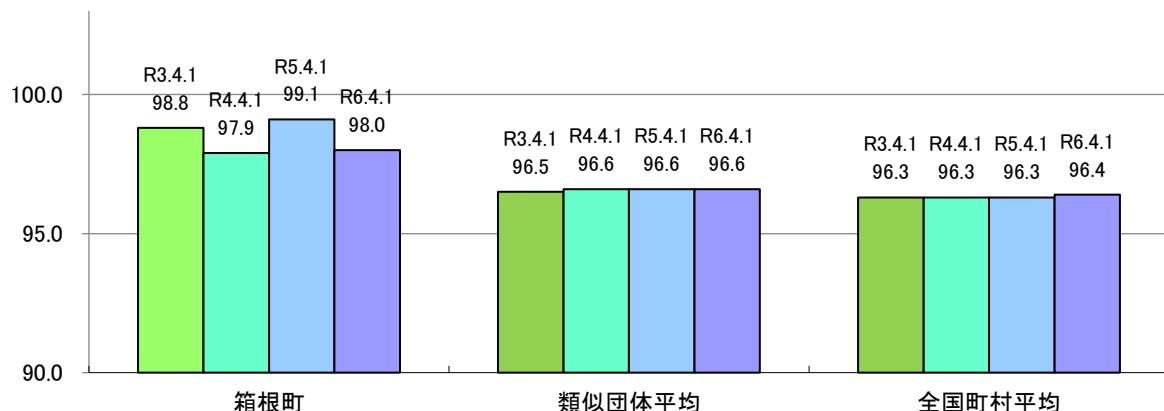
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 347	千円 1,337,882	千円 300,711	千円 529,665	千円 2,168,258	千円 6,249	千円 5,708

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指數の状況



(注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指數を指す。地域手当補正後ラスパイレス指數とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指數。

（補正前のラスパイレス指數×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指數を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指數（地域手当補正後ラスパイレス指數を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指數が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
6年度	円 416,561	円 405,378	11,183円 (2.76%)	% 2.76	% 2.76	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
6年度	月 4.60	月 4.50	月 0.1	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

###### [ 実施 ]

###### 実施内容

国の給与制度の総合的見直しとしている給料表2%引下げには達していないが、次のとおり改正  
(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
(内容) 条例給料表について、独自水準であったが国と同水準の給料表に改正。平均0.2%引下げ。  
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
規則給料表については、条例給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

###### 実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
箱根町の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

##### ③その他の見直し内容

特になし

#### (6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
箱根町	41.5歳	315,773円	378,447円	—
神奈川県	42.8歳	323,335円	423,674円	383,367円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.8歳	309,513円	358,114円	334,718円

#### ②単純労務職

区分		公務員					民間		参考
		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	国ベース	類似職種	平均年齢	
箱根町	歳	人	円	円	円	—	歳	円	—
内訳	56.3	5	304,880	352,483	—	—	47.7	314,900	1.19
	清掃職員	3	311,733	373,405	—	廃棄物処理業	49.1	244,800	1.31
用務員	55.9	2	294,600	321,100	—	用務員	—	—	—
神奈川県	52.3	252	297,537	356,224	343,449	—	—	—	—
国	51.2	1,829	288,144	330,533	—	—	—	—	—
類似団体	50.2	4	290,973	313,408	300,549	—	—	—	—

区分		参考		
		年収ベース（試算値）の比較		
		公務員(C)	民間(D)	C/D
箱根町	内訳	円 —	円 —	—
内訳	清掃職員	4,480,860	4,376,300	1.02
	用務員	3,853,200	3,297,300	1.17

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～5年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものの、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
箱根町	54.3歳	362,733円	401,191円
神奈川県	40.5歳	348,056円	420,232円
類似団体	41.7歳	299,825円	331,828円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		箱根町	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高校卒	166,600円	166,600円	166,600円
単純労務職	中学卒	162,100円	—	—
教育職	短大卒	191,800円	206,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,400円	364,800円	405,100円	424,800円
	高校卒	231,000円	291,900円	377,200円	403,800円
単純労務職	中学卒	220,900円	257,700円	273,700円	285,800円
教育職	短大卒	257,500円	335,400円	363,300円	386,600円

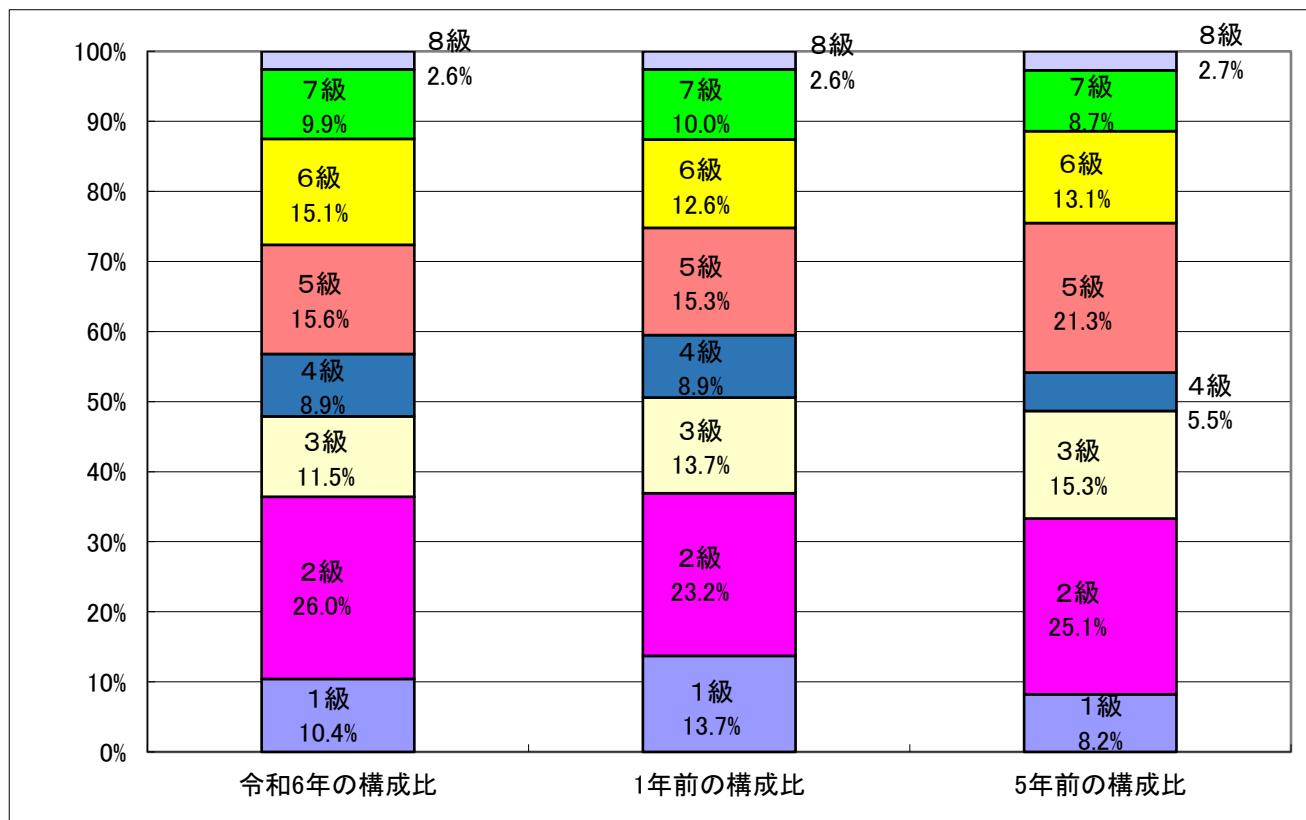
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

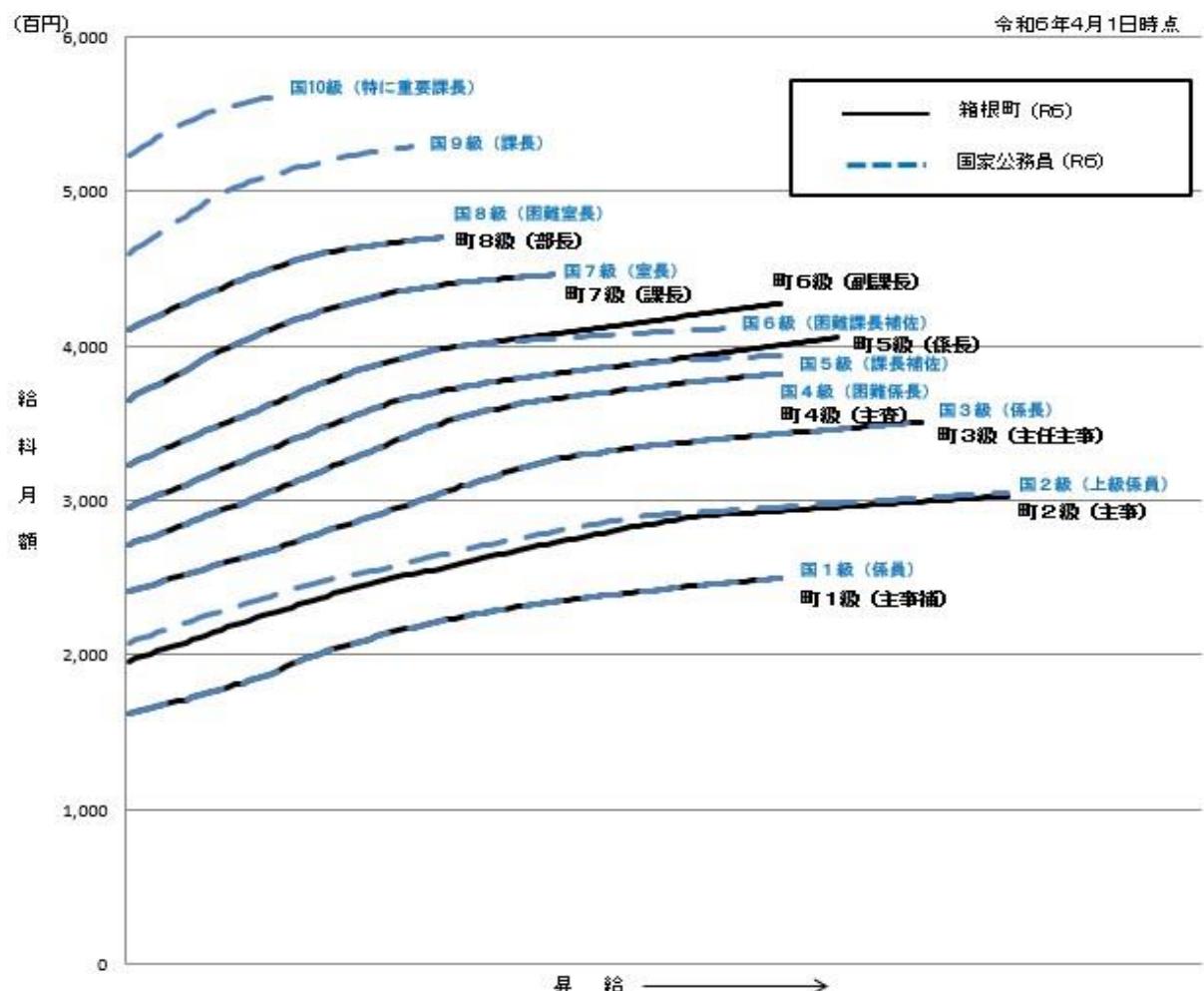
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	5人	2.6%	410,300円	470,000円
7級	課長、専任課長、室長、管理官	19人	9.9%	365,500円	446,200円
6級	副課長、主幹、技幹	29人	15.1%	323,100円	427,900円
5級	係長、副主幹、副技幹	30人	15.6%	295,400円	405,800円
4級	主査	17人	8.9%	271,600円	382,000円
3級	主任主事	22人	11.5%	240,900円	351,000円
2級	主事、技師	50人	26.0%	196,200円	302,900円
1級	主事補、技師補	20人	10.4%	162,100円	249,400円

(注) 1 箱根町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（箱根町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

箱根町	神奈川県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,492千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,764千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（箱根町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## (2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

箱根町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額	1,298千円	22,266千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

## (3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	— 円

※ 箱根町は地域手当の支給はありません。

## (4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）				2,174千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）				17,392円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）				32.7%
手当の種類（手当数）				10種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
徴収手当	町税等徴収従事職員	徴収業務	48千円	日額300円
感染症防疫作業従事者手当	従事した職員	感染症患者の救護等 ※新型コロナウイルス感染症に関する業務を含む。	60千円	日額500円 1日 4,000円 1日 3,000円
清掃作業手当	環境センター職員	塵芥処理作業等	302千円	日額400円
行旅死亡人処理作業従事手当	従事した職員	行旅死亡人処理作業	2千円	1回 1,000円
動物死体処理作業手当	従事した職員	犬等の死体処理作業	19千円	1件 500円
動物捕獲等作業手当	従事した職員	猿等の捕獲作業	0千円	1回 5,000円
有害物取扱手当	従事した職員	有害物の取り扱い等の業務	56千円	1日 100円
電気主任技術手当	第3種電気主任技術者以上の有資格者	電気主任技術業務	61千円	1日 250円
救急特定業務手当	消防職員 (救急救命士)	特定行為（救急救命処置）の実施	23千円	1回 300円
消防手当	消防職員	消防業務	1,603千円	5・4級 2,000円 3・2級 1,500円 1級 1,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	123,992千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	404千円
支給実績（令和4年度決算）	111,649千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	365千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 特定扶養期間にある子1人に対する加算額 5,000円	同じ	—	32,893千円	238,356円
住居手当	貸家・賃間（上限額） 27,000円 町内居住者 10,000円加算	異なる	町内居住者に対する加算	33,168千円	322,019円
通勤手当	交通機関利用者（上限額） 55,000円 交通用具使用者（片道2km以上、距離に応じて支給） 2,000円～31,600円	同じ	—	60,658千円	179,464円
管理職手当	管理職の職務に応じて支給（定額） 32,200円～81,000円	異なる	国の支給額は、 46,300円～ 139,300円	44,891千円	606,636円
宿日直手当	1回につき6,000円	異なる	国の支給額は、 1回につき 4,400円	1,476千円	24,000円
管理職特別勤務手当	8級 10,000円 7級 9,000円 6級 8,000円	同じ	—	2,263千円	146,400円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料	月額	等
給 料	町長 副町長	855,000円 680,000円	(参考)類似団体における最高／最低額 855,000円／ 700,000円／	382,500円 430,400円
		408,000円 328,000円 306,000円	408,000円／ 342,000円／ 323,000円／	230,000円 180,000円 157,000円
報 酬	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 4.50月分		
		(令和5年度支給割合) 4.50月分		
		(算定方式) 給料月額×在職年数×37.5/100 給料月額×在職年数×25.0/100	(1期の手当額) 15,390千円 8,160千円	(支給時期) 離職又は任期満了時 離職又は任期満了時
期末手当	町長 副町長	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

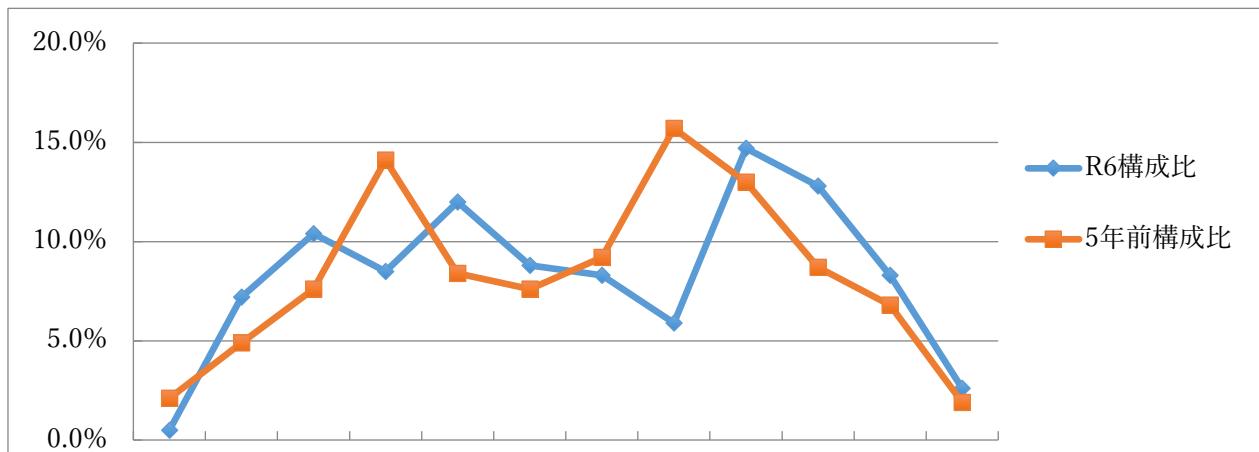
(各年4月1日現在)

部 門	区分	職 員 数(人)		対前年 増減数 (人)	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0
		総 務	67	68	▲ 1 総務課付け育休職員の復職に伴う異動 等
		税 務	15	16	▲ 1 再任用短時間勤務職員配置
		民 生	56	59	▲ 3 保健師・保育士欠員
		衛 生	21	21	0
		農林水産	2	2	0
		商 工	21	22	▲ 1 学芸員欠員
		土 木	19	20	▲ 1 建築職欠員
	教育部門	小 計	204	211	▲ 7 <参考> 人口1万当たり職員数 187.0人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 88.99人)
		教育部門	35	34	1 学芸員欠員補充
	消防部門	小 計	340	346	▲ 6 <参考> 人口1万当たり職員数 311.7人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 108.29人)
		消防部門	101	101	0
公営企業計等部門	水 道	9	9	0	
	下水道	11	11	0	
	国 保	8	8	0	
	介護保険	4	5	▲ 1	事務職欠員
	その他	3	3	0	
	小 計	15	16	▲ 1	
	合 計	375 [431]	382 [431]	▲ 7	<参考> 人口1万当たり職員数 343.8人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人2	人27	人39	人32	人45	人33	人31	人22	人55	人48	人31	人10	人375

## (3) 職員数の推移

年度 部門別	(単位：人・%)						
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	204	203	202	211	211	204	0 (0.0%)
教育	36	36	36	34	34	35	▲1 (▲2.8%)
消防	93	98	100	101	101	101	8 ( 8.6%)
普通会計	333	337	338	346	346	340	7 ( 2.1%)
公営企業等会計	36	36	35	35	36	35	▲1 (▲2.7%)
総合計	369	373	373	381	382	375	6 ( 1.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。